
第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 (P2)
- 2 計画の位置づけ (P2)
- 3 計画の対象 (P3)
- 4 計画の策定体制 (P3)
- 5 計画策定への住民意見の反映 (P4)
- 6 計画の推進 (P4)
- 7 計画の期間と進行管理 (P4)

1. 計画策定の背景と趣旨

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、5年が経過しました。

本制度は、希望通りに働き、結婚・出産・子育てができる環境を作り、個々の家庭の状況によらず全ての子どもの健やかな育ちを社会全体で保障することを目指すものです。

従来の子育て支援の考え方を継承しながら、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、また、地域の子ども・子育て支援の充実を図るために公的財源を効果的に活用しながら、社会全体で子育てを支えることとし、令和元年10月からは保護者の経済的負担についても適切に配慮することが法で謳われ、幼児教育・保育の無償化が拡大されました。

斜里町では、新制度の方針に基づき第1期斜里町子ども・子育て支援事業計画を策定し、未満児保育の枠の拡大や保育所の開設期間延長などの幼児教育・保育環境の充実、児童館や仲よしクラブなどの子どもの居場所づくりの推進、ファミリー・サポート・センター事業の新規開設など、地域の子育て環境の基盤づくり・充実に取り組んできました。

今、子育てをめぐる社会環境は著しく変化をしています。

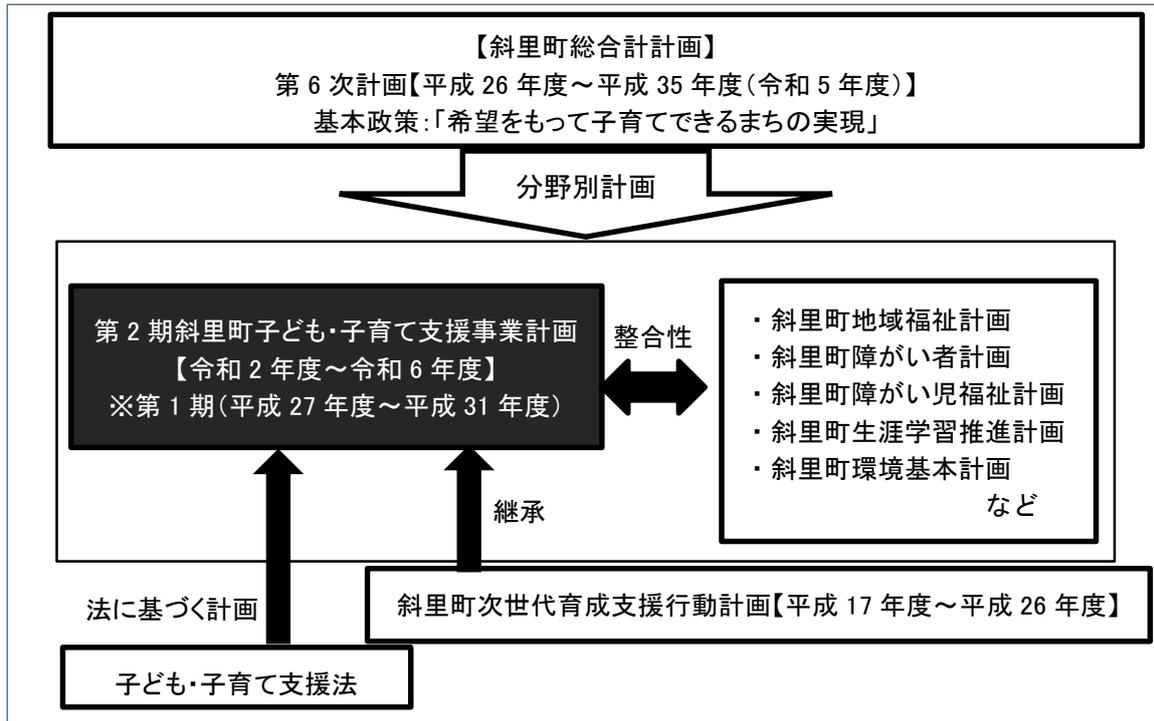
第2期計画では、第1期計画の視点を継承しつつ、国の方針や新たな制度の効果的な運用、また「子育て」「保健」「福祉」「教育」のより緊密な連携体制づくりなど、子どもの育ちを通じる新たな課題やニーズを踏まえ、未来を担う、町の宝である子ども達の育ちを、地域ぐるみ、まちぐるみで応援し育むため、その取り組みを計画的に推進することとし本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国が定める基本指針に即して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定めることとし、合わせて次世代育成支援対策推進法に基づく「斜里町次世代育成支援行動計画」の内容について一体的に策定するものです。

策定にあたっては町の総合計画を上位計画とし、「いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす」を基本目標とする政策「希望をもって子育てできるまちの実現」を推進するための分野別計画として定め、町の他の分野別計画である地域福祉計画、障がい者計画、障がい児福祉計画、生涯学習推進計画などの関連する計画との整合性を持ちながら、本町における子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置づけます。

[計画の位置づけ (イメージ)]



3. 計画の対象

この計画は、18歳未満のすべての子どもとその家族を対象としていますが、次代の親づくりという視点から一部の施策については、今後親となる若い世代も対象とし、「持続可能な斜里町の構築」を目指します。

4. 計画の策定体制

(1) 「斜里町子ども・子育て会議」の設置

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て当事者、公募による町民、識見を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「斜里町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) 「斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議」の設置

本町における子ども・子育て支援に関し、計画策定の作業を円滑に進めるため、職員で構成する「斜里町子ども・子育て支援庁内検討会議」を設置し、計画策定に関して具体的な検討を行いました。

[参照：資料編 62～65 ページ]

5. 計画策定への住民意見の反映

(1) ニーズ調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

※参照：資料編 66 ページ

調査概要	
調査対象	就学前児童のいる世帯：407件 小学生・義務教育学校前期課程児童のいる世帯：436件
調査方法	[配布・回収方法] ・町立保育園利用児童のいる世帯…利用保育園・保育所で配布及び回収 ・その他の児童・生徒のいる世帯…郵送により配布。返信用封筒により返信またはあらかじめ周知した施設等で回収
調査期間	平成30年12月12日(水)～平成30年12月26日(水)(15日間)
回収件数・回収率	就学前児童のいる世帯：回収242件・回収率59.4% 小学生・義務教育学校前期課程児童のいる世帯：回収225件・回収率51.6%

(2) パブリックコメントの実施

計画に関する情報を広く提供するとともに、町民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

- ① 募集期間 令和2年2月1日(土)～令和2年2月20日(木)
- ② 意見応募者数(意見数) 0名(0件)

6. 計画の推進

本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めます。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対するニーズに 대응していくため、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、計画の策定に関わった「斜里町子ども・子育て会議」において、計画策定後も継続して施策の実施状況や評価について審議を行い、計画の進行管理や新たな課題への対応、改善につなげていきます。

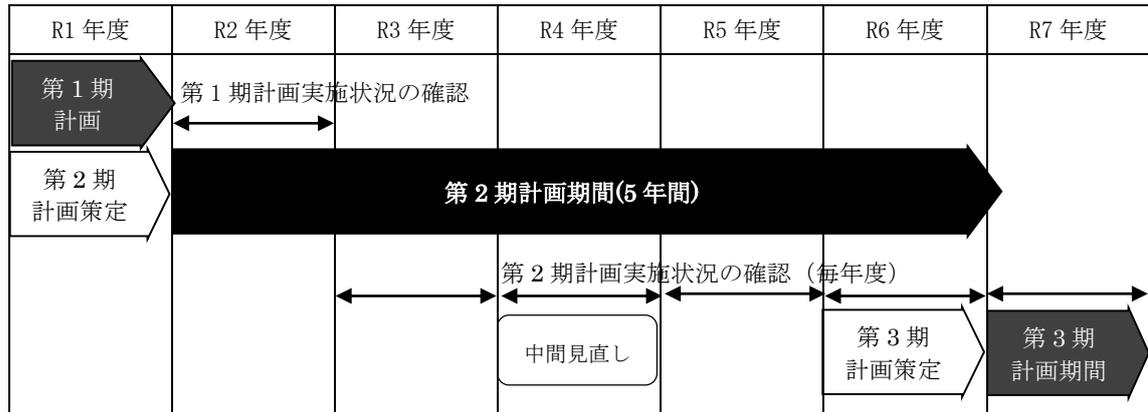
7. 計画の期間と進行管理

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画を実効性のあるものとして推進するため、PDCAサイクルにより、継続的改善を図りながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、毎年実施状況の確認を行い検証した結果に基づき、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

[計画期間]



[進行管理のイメージ]

